第四十二条の二の表一の項中「衛星非常用位置指示無線標識」を「携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識」に改める。

第四十三条第二項及び別表第五号第十一号中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第四条第二項の表十二の項中「携帯局」の下に「、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）」を加え、同表十四の項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第五条第一項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

別表第二号第1の2の表中「100分の33.3333」を「3分の1」に改め、同注27⑸の表及び⑸の表中「100分の33.3333」を「3分の1」に改め、同注27⑼中「、イ及びウ」を「からオまで」に改め、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ　ローカル番組

⑺　ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

⑴　天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

⑵　ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

⑶　総合計

総合計⑺+⑴+⑵	時間　分（　%）

（注１）　超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

（注２）　アの放送番組表に基づいて記載すること。

（注３）　出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注４）　合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて１週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ　自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組						他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送			
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %		分 %	分 100.0%

（注１）　アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び１週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

（注２）　①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

（注３）　自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

別表第二号の三第1中「構内無線局、陸上移動局、携帯局」の次に「、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）」を加え、同別表注8⑴を次のように改める。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。ただし、遭難自動通報局（開設又は継続開設の場合に限る。）並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第1注10ただし書中「希望する場合」の次に「及び遭難自動通報局の場合」を加え、同別表注19に次のただし書を加える。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第1注21に次のただし書を加える。

ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

別表第二号の三第1注27中⑻を⑼に、⑺の次に次のように加える。

⑻　遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時における申請者以外の２以上の者の連絡先を記載すること。

別表第二号の三第3中「特定船舶局、遭難自動通報局」の次に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

第八十一条の七第二項及び第三項中「遭難通報」の下に「、携帯用位置指示無線標識の通報」を加える。

第百七十一条の三第五項中「航空局は」の下に「、携帯用位置指示無線標識の通報」を加える。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「捜索救助用位置指示送信装置」の下に「、携帯用位置指示無線標識」を加える。